

平成30年11月16日

いわき市立小中学校の保護者の皆様へ

いわき市教育委員会

教育長 吉田 尚

「いわき市立小中学校部活動運営方針」(平成31年4月より実施)
の策定・公表について

日頃より、本市の学校教育にご理解・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、学校現場における部活動の適正化が大きな課題となっております。

主として中学校における部活動につきましては、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力・態度を育てるとともに、体力の向上や健康の増進を図り、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感を育むなど、たいへん大きな教育的意義が認識されております。しかし、一方、バランスを欠いた行き過ぎた活動は、教員に肉体的・精神的に過重な負担を強いるばかりでなく、生徒にとっては、学習時間が確保できない、家族の時間が持てないなど、部活動一辺倒でバランスを欠いた生活や、疲労蓄積などの課題も指摘されて参りました。

そこで、市教育委員会といたしましては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)及び「教職員多忙化解消アクションプラン」(福島県教育委員会)、「運動部活動の在り方に関する方針」(福島県教育委員会)等を踏まえ、子どもたちに生涯にわたってスポーツや文化に親しませる資質を育み、バランスの取れた生活習慣を身につけさせ、教職員のワークライフバランスを実現し、部活動の持続可能な運営体制を確立することを目指し、「いわき市立小中学校部活動運営方針」を策定し、教育委員会HPで公表することといたしました。

なお、本方針においては、各学校は、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、「活動計画」(年間及び毎月の活動計画)とともに、学校ホームページへの掲載等により公表することとしております。また、部活動の休養日・活動時間の設定につきましては、別紙「部活動の休養日や練習時間の設定について」のとおりとし、平成31年4月から全面実施いたしますので、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

事務担当 学校教育推進室学校教育課
指導係 電話 22-7542

〈 別紙 〉

部活動の休養日や練習時間の設定について

いわき市教育委員会

いわき市立小中学校における部活動は、次のルールのもとに行います。

【休養日の設定】

- 1 平日に週1日以上、週休日（土日）に週1日以上を休養日とします。
- 2 次の期間は、全市一斉の休養日とします。
 - ・ 夏季休業中の学校閉庁日
 - ・ 年末年始（12月29日～1月3日）6日間
- 3 週休日（土日）2日間にわたって大会やコンクール等のため活動した場合は、週休日（土日）分の休養日を他の週休日または祝日に振り替えます。
- 4 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行います。

＜補 足＞

- (1) 日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することは可能です。ただし、前日の活動時間は3時間を上限とします。
- (2) 土曜日、日曜日の2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできません。大会前であっても同様です。
- (3) 土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に1日以上休養日を設けます。
- (4) 金曜日または月曜日が祝日で3連休となったとき、土曜日と日曜日に部活動を実施し、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が、児童生徒や教職員にとって有益であると判断される場合は、土曜日と日曜日の2日間にわたり活動できます。

【活動時間の設定】

- 1 平日における活動時間は、2時間を上限とします。
- 2 週休日（土日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とします。
 - ※ 平日の大会あるいは週休日（土日）等の大会等（練習試合を含む）は、上記の活動時間設定とは別に計画されますが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設けます。
- 3 朝の練習は、限られた期間等の特設部のみ、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で実施します。
- 4 1及び2の活動時間には、準備や後片付けの時間は含めないものとします。

「いわき市立小中学校部活動運営方針」の全文は、いわき市教育委員会ホームページで公表しておりますので、ご参照ください。